

# 港湾運送約款

## 第一条

当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款に定めるところによる。

第二条 この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。

第三条 前二項の規定にかかわらず、当社が、法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊新聞に公示又は当社ウェブサイトに掲載してこれに代える。

第四条 当社は、営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊新聞に公示又は当社ウェブサイトに掲載してこれに代える。

第五条 前項の掲示及び公示又は掲載をした場合は、海上運送約款の定めにより、定めのない場合は公平な第三者の鑑定若しくは評価によりこれをするものとする。

第六条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸揚にて当該貨物を受け取った時に始まり、有姿間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

第七条 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。

第八条 当社は、撤貨物について、当社の責任によって欠量した場合は、次に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を當社へ提出するものとする。

第九条 荷物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積

第十条 仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港積換の要あるときは積換港名）

第十一条 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先

第十二条 荷送人の氏名又は商号及び住所

第十三条 作製年月日、受託者の氏名又は商号及び住所

第十四条 運賃諸掛金支払方法その他の条件

第十五条 B/L作成枚数その他B/Lに関する指示

第十六条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第十七条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第十八条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第十九条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十一条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十二条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十三条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十四条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十五条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十六条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十七条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十八条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第二十九条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十一条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十二条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十三条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十四条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十五条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十六条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十七条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十八条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第三十九条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十一条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十二条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十三条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十四条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十五条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十六条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十七条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十八条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第四十九条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十一条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十二条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十三条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十四条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十五条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十六条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十七条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

第五十八条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)